

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の改正後の内容
(関連箇所抜粋)

(飼養等の禁止の適用除外)

第二条 法第四条第二号の主務省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げる事由とする。

一～十二 (略)

十三 法第九条の三第一項又は第二十条第三項の規定に基づく命令による回収その他の必要な措置を執るために一時的に保管又は運搬をするものであること。

十四 法第二十四条の二第二項の規定に基づく命令により消毒し、又は廃棄するために一時的に保管又は運搬をするものであること。

十五・十六 (略)

十七 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第九条第一項、第十一条第一項又は第十三条第一項の規定に基づいて捕獲等をした特定外来生物を処分するために一時的に保管又は運搬をするものであること。

十八・十九 (略)

二十 特定外来生物の指定の際現に行っている国及び地方公共団体以外の者による当該特定外来生物の防除又は当該指定後に行われる当該防除と同一の内容であって、当該特定外来生物について当該指定の日から一年を超えない範囲で鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第九条第一項、第十一条第一項又は第十三条第一項の規定に基づいて実施されるものに伴って飼養等をするものであること。

(飼養等の許可の基準)

第六条 法第五条第三項第二号に規定するその他の事由は、次に掲げる事由をいう。

一～三 (略)

四 法第九条の三第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

五 (略)

(放出等の許可の申請)

第十一条の二 法第九条の二第二項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 申請者の住所、氏名及び職業(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業)

二 放出等をしようとする特定外来生物に係る次に掲げる事項

イ 特定外来生物の種類

ロ 数量

ハ 放出等をしようとする個体の入手方法

三 放出等をする目的

四 放出等に係る次に掲げる事項

イ 放出等をしようとする土地又は水面の所在地及び区域

ロ 放出等をしようとする土地又は水面の周辺の当該特定外来生物の生息又は生育状況並びに植生、動物相その他の生態系等の状況及び特質

ハ 放出等をしようとする期間

二 放出等の方法（繁殖制限措置を講じる場合又は発信機を取り付ける場合にあっては、その内容を含む。）

ホ 放出等をしようとする土地又は水面の所有者等の同意の有無

ヘ 申請者が法人の場合にあっては、放出等の主たる実施者の住所、氏名及び職業

五 放出等をしようとする特定外来生物に係る法第五条第一項の規定による許可の有無

六 放出等に伴い、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律その他法令に基づく許可等が必要な場合にあっては、その許可等の有無

2 前項の申請書には、放出等に係る学術研究の内容を明らかにした研究計画書、放出等をしようとする土地又は水面の所在地及び区域を明らかにした図面及び写真、申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）が次条第六号から第八号までに該当することを証明する書類その他主務大臣が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

3 法第九条の二第一項の許可を受けた者は、第十一条の四の許可証を亡失し、若しくはその許可証が滅失したとき又は第五項の規定による届出をしたときは、主務大臣に申請をして、その許可証の再交付を受けることができる。

4 前項の規定による許可証の再交付の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）

二 許可証の番号及び交付年月日

三 許可証を亡失し、又は許可証が滅失した事情

5 許可証の交付を受けた者は、第一項第一号又は同項第四号へに掲げる事項に変更があったときは、三十日以内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。

6 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、第三項の規定による許可証の再交付の申請をした場合は、この限りでない。

7 法第九条の二第一項の許可を受けた者（第二号に掲げる場合にあっては、その相続人、消滅した法人の役員又は清算人若しくは破産管財人）は、次に掲げる場合は、その日（第二号に掲げる者が死亡した場合にあっては、その事実を知った日）から起算して六十日を経過する日までの間に、許可証を主務大臣に返納しなければならない。

一 許可を取り消されたとき。

二 許可を受けた者が死亡、合併若しくは分割（その許可を受けた者の地位が承継されなかった場合に限る。）し、又は解散したとき。

三 第三項の規定により許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

四 許可に係る放出等をする必要がなくなったとき。

（放出等の許可の基準）

第十一条の三 法第九条の二第三項の主務省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- 一 放出等が当該特定外来生物の生息地又は生育地を拡大させるおそれがないこと。
- 二 放出等が当該放出等をしようとする土地又は水面の周辺の生態系等に係る被害を著しく拡大させるおそれがないこと。
- 三 放出等をしようとする土地又は水面の所有者等の同意を得ていること。
- 四 放出等に係る学術研究の内容が適切なものであり、防除の推進に資する成果が見込まれるものであること。
- 五 放出等をしようとする特定外来生物に係る法第五条第一項に基づく飼養等の許可を受けている、又は受ける見込みであること。
- 六 法又は法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者でないこと。
- 七 法第九条の三第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者でないこと。
- 八 法人であって、その法人の役員のうち前二号のいずれかに該当する者がいないこと。

(放出等の許可証)

第十一条の四 法第九条の二第四項の許可証の様式は、様式第二のとおりとする。

(放出等の許可の失効)

第十一条の五 法第九条の二第一項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その許可は効力を失う。この場合において、それぞれ当該各号に定める者は、当該各号に該当するに至った日(第一号の場合にあっては、その事実を知った日)から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

- 一 死亡したとき その相続人
- 二 法人が合併により消滅したとき その法人を代表する役員であった者
- 三 法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人
- 四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき その清算人

(法第十条第三項の証明書の様式)

第十二条 法第十条第三項の証明書の様式は、様式第三のとおりとする。

(法第十三条第三項の証明書の様式)

第十七条 法第十三条第三項の証明書の様式は、様式第四のとおりとする。

(未判定外来生物)

第二十八条 法第二十一条の未判定外来生物は、次に掲げる生物の個体(卵及び種子を含む。以下同じ。)及びその器官(飼養等についての法に基づく生態系統に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものに限る。以下同じ。)とする。

- 一 別表第一の下欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）に属する生物
- 二 別表第二の下欄に掲げる交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。以下同じ。）

（消毒又は廃棄後の通知）

第二十九条の二 主務大臣は、法第二十四条の二第二項の規定により、輸入品等を消毒したため当該輸入品等を著しく毀損したとき又は輸入品等を廃棄したときは、これを所有し、又は管理する者に対してその旨を通知し、かつ、これらの者の要求があったときは、様式第五による証明書を交付しなければならない。

（消毒又は廃棄命令書）

第二十九条の三 主務大臣は、法第二十四条の二第二項の規定により消毒又は廃棄を命じた場合においてその命令を受けた者の要求があったときは、様式第六による消毒又は廃棄命令書を交付しなければならない。

（消毒又は廃棄の基準）

第二十九条の四 法第二十四条の三第一項の規定による消毒又は廃棄の基準は、特定外来生物又は未判定外来生物の種類ごとに、付着又は混入が確認された輸入品等の品目に応じ、可能な限り速やかに、かつ、確実に当該特定外来生物等を取り除くことができる基準として主務大臣が別に告示で定める。

（種類名証明書の添付が不要な生物）

第三十条 法第二十五条第一項の確認が容易にできる生物は、次の各号に定めるもの以外の生物とする。

- 一 別表第三に掲げる種に属する生物の個体及びその器官
- 二 別表第四の下欄に掲げる交雑することにより生じた生物
- 三 無尾目に属する種（別表第三の第一の四に掲げる種を除く。）の幼生

（法第二十六条第二項の証明書の様式）

第三十三条 法第二十六条第二項の証明書の様式は、様式第七のとおりとする。

（権限の委任）

第三十六条 法及びこの省令に規定する主務大臣の権限（農林水産大臣の権限のうち、レポミス・マクロキルス（ブルーギル）、ミクロプテルス・ドロミエウ（コクチバス）及びミクロプテルス・サルモイデス（オオクチバス）に係るものを除く。以下同じ。）のうち、次に掲げるものは、次の表の上欄に掲げる主務大臣の権限ごとに、同表の下欄に掲げる地方支分部局の長に委任する。ただし、第三号から第五号まで、第七号、第八号（法第二十条第四項に規定する権限に限る。）、第九号、第十七号及び第十八号に掲げる権限については、主務大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第五条第一項、第二項及び第四項（法第九条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する権限
- 二 法第九条の二第一項、第二項及び第四項に規定する権限
- 三 法第九条の三に規定する権限
- 四 法第十条第一項及び第二項に規定する権限
- 五～八 （略）
- 九 法第二十四条の二第一項及び第二項に規定する権限
- 十～十二 （略）
- 十三 第十一条の二第三項及び第五項から第七項までに規定する権限
- 十四 第十一条の五に規定する権限
- 十五・十六 （略）
- 十七 第二十九条の二に規定する権限
- 十八 第二十九条の三

別表及び様式 省略